

令和 6 年度

事業計画書

社会福祉法人

ふきのとうの会

令和6年度 法人本部 事業計画書（案）

基本方針

本年度は介護保険制度の改正と、次年度以降の地域包括支援センターの運営に向けたプロポーサルに向けた事業体制を整備するために、人材の確保・育成する体制を整える。具体的には職員のスキルアップを目指すためにリーダー会議ほか会議の活用、また事業所間でノウハウを共有するために事業所間の人事異動を行う。

具体的には、本年度は以下の点について着手する

●各種会議・委員会の活用

- ・高齢者虐待防止の委員会
- ・高齢者の権利擁護、ハラスメント防止について（リーダー会議・全体会議）

●現状分析と課題抽出し、共有化を進める

- ・事業所毎の事業実績の把握と課題を把握する（リーダー会議・全体会議・日直）
- ・事業所毎、法人単位での人事体制の状況を共有する
- ・法人のビジョン、施設運営のミッションの確認と情報発信の活性化

●人材確保と人材

- ・法人、事業所の特徴を広く発信する
- ・ケースマネジメント他職員研修を進める（全体研修・リーダー会議・OJT/OFF-JT）
- ・教育機関との連携（インターンの受け入れ）、他

もって、運営体制の整備と事業の質の向上を図る。

事業内容

1. 介護保険事業

- (1) デイホーム赤堤（通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (2) ふきのとうケアプランセンター（居宅介護支援）
- (3) デイホーム桜丘（通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (4) ふきのとうデイホーム（通所介護・総合事業通所介護）

2. 世田谷区委託事業

- (1) 世田谷区松沢地域包括支援センターの運営受託
- (2) 世田谷区経堂地域包括支援センターの運営受託
- (3) 高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区宮赤堤1丁目アパート）

3. 公益事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導
食でつながるフェスタ、他
- (2) アンジェリカハイツ（サービス付き高齢者向け住宅）の運営

4. 評議員会、理事会の開催と民主的運営の実施

- ・ 定時評議員会 1 回、理事会 3 回実施予定。
- ・ 状況の変化に対応し、臨時の評議員会、理事会を開催する。
- ・ 必要に応じて、評議員選任・解任委員会を開催する。

5. 法人設立の主旨とその事業について、広く住民の理解と援助が得られるよう、「老人給食協力会ふきのとう」との連携協力体制をさらに強めながら、次の事業を実施する。

- ・ 老人給食協力会ふきのとうが取り組む、地域福祉活動に対する支援
(毎日型食事サービス・支部活動他)
- ・ デイホーム事業をはじめとした当法人の事業を応援し、支えていくボランティアの募集及び組織化（介護、調理、配食、プログラム）
- ・ 在宅福祉の広報
- ・ 人材の育成（学習、研修、交流機会の提供）
- ・ アンジェリカハイツの地域交流室を活用した、コミュニティカフェの運営支援
- ・ 一社）全国食支援活動協力会との連携を深める（事務所の貸与と事業支援）
- ・ 世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会への参加

令和6年度 公益事業 事業計画書（案）

基本方針

ふきのとうが設立されて40年が経過した。その間にふきのとうの会が設立され、会食会、毎日型食事サービスと社会福祉事業との連携は進んできた。昨年には、設立母体であるふきのとうの40周年の記念式典を開催し、多くの関係者と今後のビジョンとして、高齢ボランティアが持続的に関わり続けられる環境の整備と、多世代を対象に活動の幅を広げていく方向性を関係者間、職員内部等でも共有を図ることができた。

本会は、ふきのとうの「地域は一つの家族」という基本理念に基づく実践活動、活動の普及と推進に向けた学習会等を全国食支援活動協力会と連携しながら実施する。

本年は、9月にミールズ・オン・ホイールズ南オーストラリア協会を招致し、日豪シンポジウムを開催するので、本会も住民参加型のコミュニティを全国の食支援団体と共有するために本プロジェクトを推進する。

事業内容

1. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導等

（1）「日豪シンポジウム（仮称）」の開催

- ・日時 令和6年9月25日または26日
- ・会場 キューピー渋谷オフィス2階ホール※予
- ・テーマ 日豪の食支援団体の活動事例の共有と、また食支援活動の社会広報機会とする。
- ・対象 老人給食など会食・配食、こども食堂・地域食堂、コミュニティカフェなど住民参加型在宅福祉活動に取り組む団体や関係者、行政・社協、また活動を応援する企業や行政等
- ・主催団体 一社）全国食支援活動協力会
- ・共催団体 社会福祉法人ふきのとうの会
- ・協賛 豪日交流基金、他

（2）事務局支援

一般社団法人全国食支援活動協力会が担う、「広がれ、こども食堂の輪！推進会議」の運営を支援する。また事務局支援として、必要に応じて職員を派遣する。

2. 社会福祉を目的とする事業の広報及び出版

上記の事業等を当法人の目指す「地域住民自らが担う地域福祉」を積極的に広報する機会と捉え、その観点から取り組む。

3. 福祉器具の研究開発協力及び紹介

昨年度と同様に、必要とされる方に的確な福祉器具に関する情報の提供を続けていく。

4. サービス付き高齢者向け住宅の設置並びに運営基本方針

高齢者単身、高齢者夫婦世帯を対象としたバリアフリー構造の専用賃貸住宅を運営する。高齢者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかるために、日中は職員が常駐し(*)、夜間や休日は警備会社に委託して通報機による遠隔操作の見守りサービスを行うことで、生活支援サービスを提供する。

(*)年末年始・5月の連休を除く

●賃貸借の目的物

建物名称：アンジェリカハイツ

所在地：東京都世田谷区上用賀6丁目19番21号

建て方：2階建の2階部分鉄筋RC造 平成24年築

住戸部分：間取り1k (30.00㎡) 4戸

設備等：居室は加齢対応構造

1. 電気・都市ガス・上下水道完備
2. 居室内設備（専用トイレ・浴室・シャワー・収納設備・給湯設備
・電磁調理器・冷暖房完備・非常通報装置）

●入居対象者

①単身高齢者世帯

②高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者）（「高齢者」とは60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）

●契約

建物賃貸借契約は2年契約。但し、双方同意の元に契約を更新することが出来る。また生活支援サービスの契約期間も2年。

入居には建物賃貸借契約と、生活支援サービス契約の双方の契約が必要。

※賃貸借契約には身元引受人、連帯保証人が必要。

●生活支援サービスについて

①緊急対応

各住居の緊急ボタンをインターホン設備に接続、管理室表示と共に、各種警報を委託先の警備会社（総合警備保障株式会社）に24時間自動送信（通報機による遠隔監視）する。

②安否確認

- ・朝10時までに住居の方は玄関扉に安否確認用のマグネットを取り付け、当会スタッフが10時過ぎに確認のため訪問する。マグネットが玄関扉にあれば安否確認の終了。マグネットを確認後に各戸のポストに戻す。
- ・希望者には住戸を訪問し、対面にて安否確認をする。

③入居者への支援

9時～17時まで当会スタッフ1名が常駐し相談に応じる。夜間及年末年始等休業日は通報機による遠隔操作にて警備会社（総合警備保障株式会社*予）が対応する。

●費用について

- ・家賃8万、敷金16万（家賃2ヶ月分）
- ・生活支援サービス費3.5万、共益費1万 月額合計12.5万円（敷金含まず）

【共通重点項目】

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携強化に努める。
- ② 利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティ・プログラムを用意する。またアクティビティ・プログラム内容の充実・質の向上を目的に、利用者に対する効果を可視化できるよう、プロジェクトを作り仕組みを整えていく。
- ③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。
- ④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめる工夫を凝らし行事的プログラムを実施する。
- ⑤ 法人独自に開発した健康体操を活用しつつ、利用者個々のアセスメントに基づいた個別機能訓練を実施する。データは国の科学的介護情報システム「L I F E」に提供し、加算を取得するとともに、利用者の自立支援のための効果的な機能訓練となるように工夫する。
- ⑥ 送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめ細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。

◆デイホーム赤堤

- ・リフト付き小型バス1台
- ・普通乗用車1台
- ・リフト付き軽乗用車1台

◆デイホーム桜丘

- ・リフト付き小型バス2台
(福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員)
- ・法人所有 乗用車1台 (施設職員運転)

◆ふきのとうデイホーム

- ・リフト付き小型バス1台
- ・乗用車1台

- ⑦ 調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事のつくり手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。
- ⑧ 利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的とした家庭訪問を必要に応じて実施する。
- ⑨ アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や

支援の方針に関する情報とあわせて、サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。

- ⑩ 利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるように、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

令和6年度 デイホーム赤堤 事業計画書（案）

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

（1）利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護） 1日30名

認知症対応型通所介護（予防含む） 1日12名

（2）事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）

（3）利用料 介護報酬の1割、2割または3割の自己負担分+昼食代800円

（4）デイホーム赤堤の特徴

比較的軽度介護の元気な利用者が多く、自主性を持って利用されている方が多い。
入浴設備はないが、多様な趣味活動や他者との交流が楽しめる。また、一方で認知症ケアにも力を入れており、認知症による周辺症状の軽減、認知症があっても安心して過ごせるよう対応に努めている。

2. 高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区委託）

当施設に併設の区立高齢者住宅における生活協力員業務を、世田谷区より受託する。

12戸（12名）。

（1）入居者及び住宅への日常的な対応（日・年末年始を除く）

安否確認、入院等の入居者情報の把握、日常生活の簡易な生活指導、建物点検、等

（2）緊急時の対応

（3）入居者への訪問相談等（入居者懇談会の開催を含む）

（4）区及び福祉関連機関との連携及び実績報告書提出

戦略目標

現状分析	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none">・活動においては稚拙にならないように心掛け、利用者が意欲を持って参加できるようなプログラムづくりを行なっている。・認知症予防のための脳トレや個別機能訓練を行い、生活機能の維持向上に努めている。・デイサービスにつながりにくい認知症や精神疾患を持った方のケア、短時間利用の受け入れを柔軟に行っている。・感染対策を講じながら、プログラムボランティアや実習生などの受け入れをしている。・職員のスキル差があり、業務担当の均衡がとれていない。
------	--

	<p>・東京都福祉保健財団の介護現場改革促進等事業に参加。業務改善のための一環としてマニュアル作りを開始した。</p> <p><収益向上></p> <p>・利用者に通所の回数に応じてポイントを付与し、25ポイントたまったら昼食を1回無料にする“がんばりカード”の導入。カードには個々の通所の目的や目標を記入し、意欲と楽しみを持って頂く。</p> <p>・サービスにつながりにくい方や短時間利用者は休むリスクが高く、また短時間であるために売り上げ単価が低い。</p> <p>・軽介護者の増加で売り上げ単価が低くなり、利用人数のわりに金額が上がらない。</p> <p>・実績向上の為の努力はしてきたが、目標の金額に達していない。</p>
課題抽出	<p><事業所運営体制></p> <p>・職員のスキルアップ、モチベーションアップをしたい。</p> <p>・より質の高い安定した活動を提供するためにスキルを持つボランティアの支援が必要。</p> <p><収益向上></p> <p>・利用者の希望を把握しサービスを提供できるようになり、休みたくないデイサービスを作る必要がある。</p> <p>・常勤、非常勤職員が現状を理解し、全員が営業マンになることが必要。</p>
中長期目標 (R5-R7年度)	<p>利用者ニーズに応え、利用者がやりたいことを実現できるデイサービスとして、日頃から予防的介護の必要性を実証・推進し、少しでも長く生活に楽しみをもって在宅生活を続けるための支援を行う。</p>
令和6年度目標	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者がより主体性を持って通所できるように支援し、利用者の出来ることを伸ばし、達成感を高められるようなケアが出来る。 2. 職員全員ができるだけ同じようなケアや対応が出来るようにマニュアルを作成し、業務の整備、効率化を目指し利用者満足に繋げる。 <p><収益向上></p> <p>数値目標</p> <p>1日の平均利用人数 一般：26名 認知：8名</p> <p>月平均稼働率：一般：86% 認知：66%</p>

<p>目標達成のための具体的な取り組み</p>	<p><事業所運営体制></p> <p>1. 均一した質の高いサービスの提供</p> <p>1) 業務マニュアルを作成する。新人や誰が見てもわかるようなデイホーム赤堤オリジナルのマニュアルを作成する。</p> <p>2) 年に1回職員全員が研修に参加できるようにする。</p> <p><収益向上></p> <p>1. 広報や営業活動を行う。</p> <p>1) 継続的に利用者、ケアマネジャー、地域の方々に宣伝、広報をする。地域の活動に参加する。(営業月平均3回)</p> <p>2) デイホーム赤堤での取り組みをSNS等も活用して周知する</p> <p>2.利用者が休まない仕組み作り</p> <p>1)稚拙ではない、文化的な活動をより多くし、知的好奇心を刺激する。また、仕事、作業的プログラム(掃除、下膳など)を増やし、やりがいを作る。</p> <p>2)“がんばりカード”をプログラムや作業の達成ごとにポイントを付与する、などポイントの付与の条件を増やしていく。</p>
<p>期待される成果</p>	<p><事業所運営体制></p> <p>1. 利用者が目的や意思を持ってデイサービスに通所し、休みたくない施設になる。</p> <p>2. 職員の質の向上と業務の改善、効率化を図り、利用者の満足度が上がる。</p> <p><収益向上></p> <p>1. 新規利用者と潜在顧客を獲得することができる。</p> <p>2. デイホーム赤堤をSNS等で周知することで利用者世代のみならず、若年世代のボランティア獲得にも繋がる可能性がある。</p>

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

- （1）利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護） 1日30名
認知症対応型通所介護（予防含む） 1日12名

- （2）事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）

- （3）利用料 介護報酬（1～3割）自己負担分+昼食代800円

（4）デイホーム桜丘の特徴

地域活動に積極的に取り組み、地域の方やボランティア団体と交流し、お互いに交流できる場になっている。重度の利用者を積極的に受け入れ、その方やご家族の望む在宅生活の継続の支援を行っている。職員のスキルアップを常に行い、重度の利用者などにも対応できる国家資格、専門的な知識を有する職員を配置している。また、各職員が持つ自己スキルを活かし、様々な趣味活動を取入れ楽しみを提供している。

2. 居宅介護支援

（1）サービス指針

居宅サービス計画作成に際しては、世田谷区保健福祉課、地域包括支援センター、及び他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携のもと、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮する。

（2）事業内容

要介護認定を受けた方から依頼を受け、居宅サービス計画の作成を行う。また状況に応じて、介護予防支援計画を作成する。

実施予定件数：35件

ケアマネジャー数 1名

（3）事業実施地域

通常の事業実施地域は、世田谷区とする。（他の地域相談）

戦略目標

<p>現状 分析</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選ばれるデイ」であり続けるために、入浴ニーズや重度ケアの必要な方を積極的に受け入れに努めている。 ・スタッフの配置などの業務分担の見直しを図り、入浴枠を拡大した。 ・お休みする場合の振り替えなどは、適宜、対応している。 ・家庭の事情などで退職するスタッフがあり、職員体制が盤石とはいえない。そのため、スタッフのそれぞれの業務範囲拡大のための教育ができず、業務の偏りがある。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、前期、売り上げ目標を若干上回るどころまで回復したものの、後期になり、長く利用されていた方や、利用日数の多い利用者が、ADLの低下や疾病の悪化などでのキャンセルが相次いだ。その回復に至るまでの新規利用者の獲得が追い付かなかった。
<p>課題 抽出</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な新規獲得のための受け入れ体制を整えるためには、職員のスキルアップや担当業務の拡大と業務改善が必要不可欠である。 ・長年のマンパワー不足という大きな課題を深刻に受け止め、多角的に改善していく必要がある。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お休みされる場合の振替利用や、遅刻や早退なども柔軟に対応する。 ・利用者の要望を受け入れられるよう、空き待ちの場合でもお休みの枠を使うなど、できる限りの調整を図る。
<p>中長 期目 標 (R5-R7 年度)</p>	<p>利用者ニーズにこたえるとともに、利用者一人ひとりに丁寧寄り添い、思いを実現できるデイサービスとして少しでも長く在宅での生活を続けるための支援を行う。</p>
<p>令和 6年 度目 標</p>	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員全員が利用者ニーズを的確に理解・把握しアセスメントに対応したケアやプログラムを提供できるようスキルアップと業務改善に取り組み、利用者と向き合う時間を作る。 2. ボランティアの受け入れ再開に向け、既存ボランティア、新規ボランティア共に丁寧な受け入れ調整を行う。

	<p><収益向上> 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の目標利用人数 34名（一般 26名 認知 8名） ・毎月の稼働率 81%（一般 86% 認知 66%）
<p>目標 達成 のた めの 具体 的取 り組 み</p>	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全職員が利用者の取り巻く環境やニーズの最新情報を把握できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報をICTに一本化し、誰もがスムーズに情報を得られるようにする。 ・業務の見直しを図り、利用者と向き合う時間を確保する。 ・利用者ニーズに沿った様々なプログラムを提供する。 2. 個々に目標を立てそれぞれのレベルでスキルアップを図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に管理職員がサポートし、個々の目標達成を目指す。 ・毎月の勉強会は継続し、知識や技術のスキルアップを目指す。 ・希望する外部研修や資格取得ができるよう支援する。 3. 利用希望の依頼を断らずに受け入れる体制を整える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ムリ・ムラ・ムダを解消し全職員で業務改善に取り組む。 ・定期的な居宅への訪問や、細やかな情報提供を行いケアマネジャーの信頼を得ることで、新規の情報をこぼさずに受ける。 ・ケアマネジャーからの小さな問い合わせも確実に利用につなげるよう、こまめに連絡を取る。 4. ボランティアを増やしプログラムの幅を広げる。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存のボランティアと連絡を取り、再開できそうなプログラムがないか、検討する。（地域の新しい団体なども探す） ・既存・新規ボランティアともに個々の意向を丁寧に聞き取り、無理のないコーディネートを行う。（新規ボランティア登録目標数 5名） <p><収益向上></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報や営業活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・季節の行事やイベント等の臨時利用の提案などを行う。（年4回以上） ・利用者向けの活動予定表を、新しいプログラムや活動の様子を取り入れて見える化できるように内容を見直し、営業活動にも利用できるようにする。 ・毎月10件以上の居宅介護事業所へ訪問し、パンフレット・空き情報、活動の様子を伝える。 2. 重度要介護者を積極的に受け入れる。

	3. 入浴業務だけでなく全体の業務も見直し、入浴枠の拡大につなげる。
期待される成果	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マンパワー不足を解消し、担当業務を拡大することで、職員にゆとりが生まれ、利用者一人ひとりと丁寧に向き合うことができるようになる。 2. 職員それぞれがスキルアップすることで、利用者に対するケアの質が向上する。 3. 業務改善することで断らずに依頼を受け入れる体制が整う。 4. プログラムの幅を広げることで、利用者の楽しみが増え、利用回数の増加や新規獲得につながる。 <p><収益向上></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者本人やご家族の満足度を上げ、稼働率の向上にもつなげる。地域やケアマネジャーの信頼を得ることは新規利用申込の増加にもつなげると考える。 2. 新しいプログラムや活動の様子を発信することで、活動内容が可視化できるようになり、ケアマネジャーが興味を持って新規利用者への提案してもらえることが期待される。 3. 重度の方を積極的に受け入れることで、収益の向上につながる。 4. 入浴枠を拡大することで、確実に利用者を獲得できる。

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

- (1) 利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護）25名
- (2) 事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）
- (3) 利用料 介護報酬の1割、2割または3割の自己負担分+昼食代800円
- (4) ふきのとうデイホームの特徴

室内が明るく、こじんまりとしてアットホームな雰囲気施設の施設です。ワンルームですが、広すぎず、狭すぎずで、職員の目が行き届き、利用者様の変化に気づきやすく状況に応じた対応を速やかに行うことができます。また、職員の9割が国家資格を有しており、より質の良いサービスを提供できる体制が整っています。

戦略目標

現状分析	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括や居宅事業所にサービス内容や地域の資源として認知されつつある。前年度、地域の医療機関や法人が開催している勉強会や会議等へ参加したことで連携や情報共有など関係性が構築できた。 ・毎週職員全員が抗原検査を行ない、感染症予防に努めている。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数曜日利用されている方が利用を止める、入院が重なると、減収の影響を受けやすい収益構造になっている。
課題抽出	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、入浴利用者の受け入れ枠を増加させたことで利用者増にもつながったので、更に受け入れ枠を拡大するための人員体制や役割分担の見直しが必要となっている。 ・多彩なアクティビティ提供における満足度向上を図るために利用者に対するニーズ調査が必要である。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に休みの予定が分かっているところは単発利用等で、少しずつでも利用増に努める必要がある。

<p>中長期目標 (R5-R7年度)</p>	<p>デイサービスとしてだけでなく、地域に開かれた居場所として貢献できる施設になる。</p>
<p>令和6年度目標</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、趣向を凝らしたイベントを企画開催することで宣伝効果と臨時利用などへつなげていく。 ・多様なボランティアを受け入れることで活動の幅を広げていく。 <p><収益向上></p> <p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の目標利用人数 18名 ・毎月の稼働率 75%
<p>目標達成のための具体的な取り組み</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校や保育園などとの交流を再開する。 ・定期的に目玉の活動を実施し、施設内の掲示板で紹介することで、単発利用などにつなげる。 ・食事やおやつを楽しんでもらえるようなイベントを実施し、ふきのとうらしさをアピールする。 ・スタッフ研修を行ない、サービス質の向上に努める。(年1回以上) ・外出活動の一環として地域の店舗へ買い物に行く。(機能訓練も兼ねて) <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Y o u t u b eチャンネルにて多彩な情報発信をする。 ・毎月、ふきのとう通信にて活動やデイの雰囲気伝える。 ・毎月、最新の空き情報を知らせる。(送迎エリアを図で記載) ・ニーズに合わせた提案ができるようアンテナを張り、営業活動(訪問・電話)を実施する。
<p>期待される成果</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の幅が広がる、入浴体制の拡大をすることで、より多くの利用者にマッチした施設になりうる。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのケアマネジャーに事業所の特徴やプログラムの内容を理解してもらうことで、ケアマネジャーが利用者へ適切に当デイホームを紹介することができ、見学から利用までの流れがスムーズになる。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書（案）

基本方針

本年度は6年間にわたる選定期間において最終の6年目を迎える年になる。どんな状況下であっても地域と共に、地域に貢献できるようなセンター運営を進めたい。また、引き続き地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、地域の課題を包括的に解決できるようにしくみづくりを進めたい。さらには松沢・経堂間での両包括支援センターの業務や効率化の共有を図りつつ、まちづくりセンターや社会福祉協議会、関係機関とのネットワークを推進しながら、地域包括ケアシステムの充実を図りたい。

窓口開設時間 月～土（日祝年末年始は除く）午前8時30分～午後5時
窓口開設時間以外は携帯電話へ転送することで、24時間365日連絡や相談に応じられる体制とする。

担当地域 松沢地域包括支援センター 赤堤、桜上水
経堂地域包括支援センター 桜丘、経堂、宮坂

職員配置 松沢 主任ケアマネ2名
看護師1名
社会福祉士4名（うち2名非常勤）
ケアマネジャー1名 計8名

経堂 主任ケアマネ4名
看護師2名
社会福祉士2名
ケアマネジャー1名 計9名

重点項目

松沢あんしんすこやかセンター

1. 介護予防ケアマネジメント業務

課題：職員の経験等により、アセスメント力に差がある。

取組：

1. 介護予防ケアマネジメントの向上を図るために、研修や事例検討によりスキルアップを図る。
2. 個々の職員のアセスメント力を高め、要支援認定者、基本チェックリスト該当者で居宅にて日常生活を営む方へ自立した日常生活の支援を行うため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、総合事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行う。
3. 再委託への支援状況を確認して各事業の目的や自立支援に繋がるケアプラン作成のポイントなどを共有し、最新の制度知識やインフォーマルサービスの情報などに関する情報提供を行う。4月に再委託事業者へ、事業説明会を開催し情報提供を行う。

2. 総合相談支援業務

課題：職員の経験等により、相談対応にばらつきがある。

取組：

1. 高齢者の様々な相談においては、家族全体の支援と捉え、適切な機関や制度に結び付けられるように勉強会や研修等に積極的に参加して相談窓口のスキルを高め、必要な支援に繋げていく。所内会議で勉強会や研修等の報告をして情報共有を行う。
2. 共通のインテークシートを活用してインテークにおいて職員間でばらつきがでないように対応する。
3. 地域とのネットワークを強化するために、地域包括ケア会議を通して各関係機関と連携を図り、必要な社会資源開発に取り組む。
4. 高齢者名簿が届いた時期に、前期高齢者を対象に電話等で実態把握を行い潜在的な利用者を把握して早期対応に取り組む。
5. 延べ相談対応件数（予防給付分含む）月700件を目標に継続的な支援を行う。
高齢者への戸別訪問 年間実施目標件数 松沢 880件

3. 権利擁護業務

課題：職員の経験等により、権利擁護に対する理解・認識にばらつきがある。

取組：

1. 虐待に関する法令や制度、対応について職員の知識を高め、虐待相談時は、24時間以内に所内で検討し速やかに保健福祉課に報告し虐待の早期発見・対応に努める。また、その知識や情報を所内で共有できるように進行管理表を作成して実際の対応に行かせるようにしていく。
2. 職員のスキルアップ向上を図る為、研修会に参加し所内で情報共有を行い支援に役立てる。地域住民への普及啓発を行い判断力が低下しても安心して地域で暮らせるように成年後見制度に繋げ支援に取り組む。
3. 職員のスキルアップに取り組み、消費者被害に対する職員の理解・認識を共有し消費者被害防止に取り組む。
4. 消費者被害を未然に防止するため、消費者被害の情報を伝え、見守りの強化に努めていく。また、関係機関と協働して講座を開催するなど、未然防止・予防できる地域づくりに取り組む。
5. 消費者被害問題が発生しているまたはそのおそれがある場合は、関係機関と連携して支援していく。

所内会議にて、勉強会や研修等の報告をして情報共有を行う。また、区民向けに権利擁護に関する、いきいき講座を3回以上開催する。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

課題：地区のケアマネジャーや関係機関等の関わりにばらつきがある。（支援している関係者にばらつきがある）

取組：

1. 地区の主任ケアマネジャー以外のケアマネジャーや関係機関等とも課題の共有、課題の解決するために、地区包括ケア会議等を開催して共有・連携を図る。
2. 地域の社会資源の整理を行い、最新の情報収集に努め、情報を更新した際にはケアマネジャーに共有していく。年度初めに再委託事業者へ、事業説明会を開催して事業案内を行う。松沢地区主任ケアマネジャー連絡会等で、地域包括ケア会議の周知を強化する。

5. 一般介護予防事業

課題：前期高齢者、健康状態未把握者で介護予防対象者の実態把握ができていない。

取組：

1. 高齢者名簿が届いた時期に、前期高齢者を対象に電話等で実態把握を行い潜在的な利用者を把握して介護予防対象者を把握し介護予防活動へ繋げる。
2. ふれあい訪問時期に、介護予防対象者を把握する目的で、民生委員・児童委員対象に、地区包括ケア会議を開催する。
3. 地域住民が自主的に介護予防に取り組むことができるように、効果的なフレイル予防の普及啓発・いきいき講座等を開催する。
4. 地区の実情に応じて新たな住民主体の活動支援に取り組む。住民主体のオンラインを活用した「お話し会」等で、フレイル予防の普及啓発を行う。
5. デジタルポイントラリー事業を活用して介護予防活動を続けていく。
6. 介護予防ボランティアを増やし、介護予防を目的とした自主グループの新たな立ち上げを目指していく。また既存のグループにおいては継続支援を続けていく。

6. 在宅医療・介護連携の推進

課題：地域住民へのACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及・啓発が十分出来ているとは言えない。

取組：

1. 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」と人生の最終段階に、地域住民が自らで決定していくACPについて、地区連携医事業等において、区が発行する「在宅療養・ACPガイドブック」を活用し、ACPの普及啓発を強化する。
2. 在宅療養相談窓口の役割として、地域住民・関係者からの相談を受け止め、在宅療養のための各種サービス調整や情報提供等を行い、状況に沿って適切な在宅療養相談支援に取り組む。
3. 医療職と介護職のネットワークの構築及び推進その他医療及び介護の連携を必要とする業務を円滑に推進するため、地区連携医と協働して、毎月1回以上地区連携医事業に取り組む。
4. 医療・介護の情報共有の支援 在宅で療養生活を送る地域住民に適切な医療と介護を提供するため、お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」等の各種ツールや、すこやか歯科健診事業、ICTを用いた多職種ネットワーク構築事業（医師会運営）等の周知・活用を通して医療職・介護職の情報共有を支援すること。

7. 認知症ケアの推進

課題：新しい認知症観の展開の普及啓発を行ってきたが、アクションチームの創設には至らない。

取組：

1. 認知症専門相談員を中心に、もの忘れ相談に応じ、早期対応・早期支援を行う。
また、相談者の状況に合わせて各種事業を活用していく。
4者連携会議等で情報共有を行い、アクションチーム創設に向けた地域づくりに取り組む。アクション講座を年3回以上開催してアクションチームの創設を図る。当事者が参加した「アクション講座」継続して、地域住民へ新しい認知症観の理解を深めていく。（現在参加している当事者が3名のため、2～3名以上増員する）
2. 世田谷区認知症とともに生きる希望条例及び世田谷区認知症とともに生きる希望計画に基づき、認知症専門相談員が中心となって、認知症在宅生活サポートセンターと連携し、認知症観の展開を目的とした普及啓発に取り組む。
もの忘れチェック相談会（年1回 3人）
認知症初期集中チーム事業（年3回以上）
松沢介護者のつどい（年4回）家族のためのこころが楽になる相談

8. あんしん見守り事業

課題：見守り対象者の把握、アセスメントが十分出来ているとは言えない。

取組：

1. 見守りコーディネーターが中心となって、見守りフォローリストを活用して見守りに関する業務の進行管理を行い、社会的に孤立している高齢者を職員が共通の視点で把握して災害時・緊急時の対応に備える。
2. 高齢者が多く住んでいるマンションを対象に、あんしんすこやかセンターの周知を行い孤立している高齢者の実態把握に努める。見守りボランティアの活動を強化していく。（見守りボランティアを年1人以上増やしていく）
3. ふれあい訪問の時期に、見守り対象者の共通認識を図り、早期発見・早期対応ができるように、民生委員・児童委員対象に、地区包括ケア会議を開催する。
4. 犬の散歩をしている住民に対して、高齢者の見守り協力員への参加を促していく。
5. 協定締結事業者以外に見守り協力店を増やして高齢者の見守りの強化を行っていく。

9. 住宅改修相談業務

介護予防の観点から居室等の改良を検討する高齢者やその家族に対して、積極的に住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について

て、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成している。今年度も引き続き取り組んでいく。

10. 福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。

11. 介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

- (1) 区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整を行う。
- (2) 介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請及び介護予防・生活支援サービスに係る諸手続きを行う。
- (3) その他詳細については、「地域包括支援センター申請代行マニュアル」及び「介護保険事務マニュアル」により実施している。

上記においては、引き続き取り組んでいく。

12. 障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

1. 障害者や難病・精神疾患の者、子育て家庭、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えている本人・家族からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行う。上記相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先に繋ぎ、必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行う。
2. 障害者等の相談スキルをあげるために、精神保健福祉士を配置しているため、各種研修等への参加や、精神疾患に関する勉強会の実施を行いスキルアップに努めていく。
3. 地域ケア会議Cにおける「子どもの孤立」課題に向けて、新たな社会資源開発に向けて取り組む。
3. オンラインによる相談手続きを行い、各関係機関へ繋いでいく。

13. 大地震等の災害が発生した際の対応

1. 毎年行っている防災塾の課題を共有し、災害時マニュアルを改定した。平常時から地区の高齢者（見守りが必要な高齢者等）のフォローリストを更新作成し、紙

形式で保管するとともに、地域の連携づくり（訓練等を含む）に取り組む。災害時には、作成しているフォローリストに基づき、地区の高齢者（見守りが必要な高齢者、その他災害弱者等）について安否確認に努め、区に安否確認情報を報告し職員間で共有している。また、まちづくりセンターや社会福祉協議会に加えて北沢地域障害者支援センターと4者で連携して避難行動要支援者の安否情報等の集約・整理に協力するよう情報共有を行っており、今年度も取り組んでいく。

14. 会議の開催業務

地域ケア会議の開催

課題：「孤立」「認知症」「精神疾患」「複合家族」による支援者の対応困難な相談が増えている。

取組：

1. 計画的に地域ケア会議Aを3回以上開催して、個別ケース課題地区課題の解決に向けて取り組む。
2. 地域ケア会議Bを3回以上開催して、主任ケアマネジャーへの参加を促し、個別事例の検討・解決、ケアマネジメントの向上、支援ネットワークの構築に努め、地区・地域課題を把握・分析して解決に向けて取り組む。地区のケアマネジャーへ、集合する会議に参加して事例をもとに地域ケア会議の必要性を伝えていく。
3. 地域ケア会議Cを開催して、孤立をテーマに食を通して多世代での交流の場が相談ができる場所の新規資源開発に取り組む。

15. 会議等の出席

- (1) 介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）に出席する。
- (2) 管轄の保健福祉課が開催する地域ケア連絡会（地域版地域ケア会議）に出席する。
- (3) その他区等が開催する三者連携会議、障害者自立支援協議会、高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業、医療・介護の連携及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター事業に関連するものについては、区等の要請に基づき出席する。

上記においては、今年度も積極的に出席していく。

16. 事業計画書の作成

本事業を受託し実施するにあたり、区の指示により、各支援センターの事業計画書を作成し、介護予防・地域支援課へ提出していく。

17. 実績報告等

(1) 法人実績報告書

法人は、事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、別途定める様式により、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(2) 各支援センターの報告

各支援センターは、別途定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(3) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従わなければならない。

- ①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。
- ②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。
- ③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

(4) その他

- ①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。
 - ②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。
- 上記は、今年度も引き続き行っていく。

II. 介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方のうち、介護保険の予防給付のみ、又は予防給付と総合事業を併用する方を対象に、予防給付における介護予防サービス支援計画を作成する。

予定件数 松沢 月 約 100件

なお、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネジャーへ委託する予定。

104件のうち委託 30件（令和6年2月）

重点項目

経堂あんしんすこやかセンター

1. 介護予防ケアマネジメント業務

課題：フレイルに陥っている高齢者が増加しており、前期高齢者も含めて実態把握や啓発を強化していく必要がある。

取組：85歳以上の高齢世帯への実態把握訪問は引き続き継続していくが、65歳以上の独居前期高齢者の実態把握を順次実施していく。基本チェックリストや介護予防手帳を活用しながら、電話やポスティング、オンライン等にて運動機能に加え、口腔・栄養、社会参加等の情報を確認し、適確にアセスメントを行っていく必要がある。インフォーマルサービスや社会参加においては、オンライン参加の更なる普及を行いながら、同時に会場参加もできるハイブリッド方式を整備することで、いきいき講座等への参加啓発を促し、セルフマネジメントの意識向上に取り組んでいく。

2. 総合相談支援業務

課題：複合家族、多問題家族の相談が増えており、様々な支援機関と連携を強化していく必要がある。

取組：実態把握にてアウトリーチを行いつつ、所内の3職種の専門性を活かしたチームアプローチを取り組めるような体制づくりを行っていく。

複合的な問題を抱えるケースが増えてきているため、保健福祉課、健康づくり課、生活支援課、ぽーと世田谷、ぷらっとホームせたがや、リンク等との顔の見える関係づくりを強化していく。

経験の少ない職員はチームでフォローし、OJTや研修を重ねていくことで、チーム力の向上に向けて取り組んでいく。職員については早急な補充を図り、地区担当の強化を行っていきたい。

また、前期高齢者の把握として、アパート等集合住宅に住んでいる65歳から74歳までの前期高齢者への実態把握を実施し、仕事を退職してからの地域とのつながりを支援する。

高齢者への戸別訪問 年間実施目標件数 経堂 1540件

3. 権利擁護業務

課題：消費者被害の件数が増えており、さらなる普及啓発が必要。

取組：虐待や成年後見制度、消費者被害に関する研修に積極的に参加し、職員のさらなるスキルアップに繋げ、高齢者クラブやサロン等に積極的に参加し、住民への消費者被害消費者被害の防止に関する普及啓発を行う。

いきいき講座でもふれあいポリスと連携することで区民に積極的に啓発を周知していきたい。

職場内で、引き続き消費者被害リストを作成し、職員内で周知することで担当利用者や担当地区での広報につなげる。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

課題：地区のケアマネジャーへの支援にばらつきがある。地域包括ケア会議の周知を強化していく必要がある。

取組：再委託先の居宅介護支援事業所への年度説明会を企画することで、年間の研修スケジュールや地域資源、介護予防ケアマネジメント等を共有する。また、多職種連携会議においてはオンライン方式で行っていくことを前提としつつ、地区の主任ケアマネジャーと地域のケアマネジャーが抱える課題について取り組んでいく。

5. 一般介護予防事業

課題：フレイルの高齢者が増加しており、予防の普及啓発が足りていない。

取組：会場参加型のいきいき講座を行いながら、オンラインによる参加の取り組みを行っている。前期高齢者の介護予防対象者の把握が出来るように、個々に合わせた実態把握手段を見つけ自身でセルフマネジメントを身につける働きかけに取り組んでいく。また、現在活動している自主グループやサロン等の交流会に積極的に参加して一般介護予防事業に取り組んでいく。

あんしんすこやかセンターボランティアの活用においては、オレンジテニスなどのアクションチームの取組で活躍していただく。

社会福祉協議会やボランティアビューローと共催にてボランティア交流会を開催し、情報共有を図りボランティアの活躍の場の検討を行っていく。

6. 在宅医療・介護連携の推進

課題：在宅医療・介護連携の普及・啓発に取り組む必要がある。

取組：状況にあった医療や介護の情報提供・適切な在宅療養相談支援が行えるよう、地域の医療機関や病院との関係づくりに取り組む。

また、地区連携医事業では地域のケアマネジャーや区民が知っておきたいことを中心にアンケートを取り、事例検討や区民講座に取り組んでいく。ACPに

においては、町会・自治会、サロン等の地域住民へ講座等を通して、普及・啓発に取り組んでいく。

7. 認知症ケアの推進

課題：アクションチームの活動をさらに地域全体波及していくために、様々な機関や住民に幅広く参加していただくことが必要。

取組：アクションチームのつどいを毎月1回開催し、様々な企業や機関、地域住民にご参加頂く。また、地域のサロン、商店街、地域の小中学校にて認知症アクション講座（年間3回）を開催できるよう働きかけを行えるよう、アクションチームの取組であるオレンジテニスや落語の会、読み聞かせの会等の取組と連携できるようにする。認知症高齢者の家族支援においては、感染対策を行いながら対面で「経堂地区介護者のつどい」を5回行う。今年度も、経堂地区アクションチームを中心に認知症ケアの推進が出来るように、対象者に合わせた取り組みを行っていく。

8. あんしん見守り事業

課題：あんすこボランティアの希望される方が増えてきたが、見守りボラやその他事業とのマッチングが難しい。

取組：アクションチームの取組であるオレンジテニスやボランティアの希望されるマッチング先を増やしていく。今後も社会福祉協議会との連携を通してボランティア交流会の継続を検討していくことで、見守りボランティア等の活動を広く、区民の方をお願いしていく。

9. 住宅改修相談業務

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、積極的に住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成している。今年度も引き続き取り組んでいく。

10. 福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相

談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。

11. 介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

- (1) 区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整を行う。
 - (2) 介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請及び介護予防・生活支援サービスに係る諸手続きを行う。
 - (3) その他詳細については、「地域包括支援センター申請代行マニュアル」及び「介護保険事務マニュアル」により実施している。
- 上記においては、引き続き取り組んでいく。

12. 障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

障害者や難病・精神疾患の者（以下「障害者等」という）、子育て家庭（妊娠中の者がいる家庭を含む。以下同じ）、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えた者からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行う。上記相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先（保健福祉課、生活支援課、子ども家庭支援センター、健康づくり課、まちづくりセンター、社会福祉協議会、ひきこもり相談窓口、地域障害者相談支援センター等）に繋ぎ、必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行っている。

13. 大地震等の災害が発生した際の対応

課題：地域、介護サービス事業所、行政などの連携がまだまだ不十分。災害が発生する前にネットワークの構築が必要。

取組：令和6年1月1日に発災した能登半島地震の記憶が新しいうちに経堂地区防災検討会のネットワークを広げたい。コロナ禍や高齢化により全く進んでいない町の防災を様々な機関と共有することで一歩ずつ進めていく。

また、世田谷区保健福祉課や地域振興課地域振興・防災との連携により、災害時要支援者等の概要や個別支援計画を把握することで、各介護保険事業所等の防災に向けた準備や支援を行う具体的な取り組みに繋げたい。

そして、まちづくりセンター、社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、児童館の四者連携の取り組みにて、経堂地区の町会・自治会、警察、消防等と経堂地区の高齢者支援に必要なものを検討し、各世帯に情報を発信していく。

14. 会議の開催業務

(1) 地域ケア会議Bの開催

課題：コロナ禍により家族が自宅で過ごす時間が増え、複合家族、多問題家族の相談が増えている。また、自宅に引きこもる事でフレイルに陥っている。

取組：所内で目的等を共有しながら、開催時期を計画的に設定して地域ケア会議Bを開催している。また、個別事例の検討・解決、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築に繋げるとともに、地区・地域課題の把握に繋げる取り組みを行っていく。（今年度の地域ケア会議B予定 3回）

(2) 地区包括ケア会議（地区版地域ケア会議を含む）の開催

取組：多職種による事例検討の積み重ね等によるケアマネジメント力の向上や地域課題の把握から解決に向けた取組みを行い必要に応じて、他の支援センター等と合同で開催した。今年度も引き続き行っていく。

(3) 地区ケア会議A

取組：個別ケース検討については介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的とした会議A及び地域包括支援ネットワーク構築やケアマネジメント支援を目的に会議を開催し自立に向けた支援の取り組みを行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。（今年度の地域ケア会議A予定 3回）

15. 会議等の出席

(1) 介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）に出席する。

(2) 管轄の保健福祉課が開催する地域ケア連絡会（地域版地域ケア会議）に出席する。

(3) その他区等が開催する三者連携会議、障害者自立支援協議会、高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業、医療・介護の連携及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター事業に関連するものについては、区等の要請に基づき出席する。

上記においては、今年度も積極的に出席していく。

16. 事業計画書の作成

本事業を受託し実施するにあたり、区の指示により、各支援センターの事業計画書を作成し、介護予防・地域支援課へ提出していく。

17. 実績報告等

(1) 法人実績報告書

法人は、事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、

別途定める様式により、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(2) 各支援センターの報告

各支援センターは、別途定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(3) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従わなければならない。

- ①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。
- ②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。
- ③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

(4) その他

- ①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。
 - ②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。
- 上記は、今年度も引き続き行っていく。

II. 介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方のうち、介護保険の予防給付のみ、又は、予防給付と総合事業を併用する方を対象に、予防給付における介護予防サービス支援計画を作成する。

予定件数 経堂 月 約 270件

なお、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネジャーへ委託する予定である。(272件のうち委託222件 令和6年2月現在)

令和6年度 資金収支予算内訳表(当初予算)

法人名:ふきのとうの会

(自)令和6年4月1日 (至)令和7年3月31日

(単位:円)

科目	会計区分	法人合計	社会福祉 事業区分	本部会計	デイホーム 赤堤	デイホーム 桜丘	ふきのとう デイホーム	公益 事業区分	松 沢 地域包括	経 堂 地域包括	アンジェリカ ハイツ
事業活動による収支											
事業活動による収入											
介護保険事業収入		436,740,000	294,830,000	150,000	110,050,000	134,520,000	50,110,000	141,910,000	57,910,000	84,000,000	
居宅介護料収入		180,600,000	180,600,000		62,000,000	75,500,000	43,100,000				
地域密着型介護料収入		71,260,000	71,260,000		30,000,000	41,260,000					
居宅介護支援介護料収入		45,440,000	5,440,000			5,440,000		40,000,000	11,700,000	28,300,000	
介護予防総合事業収入		6,550,000	6,550,000		4,430,000	1,630,000	490,000				
利用者等利用料収入		25,750,000	25,750,000		10,300,000	8,980,000	6,470,000				
その他の事業収入		107,140,000	5,230,000	150,000	3,320,000	1,710,000	50,000	101,910,000	46,210,000	55,700,000	
公益事業収入		7,140,000						7,140,000			7,140,000
住宅入居者負担金収入		6,000,000						6,000,000			6,000,000
家賃収入		1,140,000						1,140,000			1,140,000
借入金利息補助金収入		590,000	590,000	590,000							
経常経費寄附金収入		275,000	275,000	250,000	10,000	10,000	5,000				
受取利息配当金収入		42,000	30,000	10,000	5,000	10,000	5,000	12,000	1,000	1,000	10,000
その他の収入		5,360,000	5,180,000	40,000	2,190,000	2,940,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
受入研修費収入		100,000	100,000		80,000	20,000					
利用者等外給食費収入		5,000,000	5,000,000		2,100,000	2,900,000					
雑収入		260,000	80,000	40,000	10,000	20,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
事業活動収入計(1)		450,147,000	300,905,000	1,040,000	112,255,000	137,480,000	50,130,000	149,242,000	57,921,000	84,011,000	7,310,000
事業活動による支出											
人件費支出		300,235,000	202,040,000	9,750,000	79,810,000	79,100,000	33,380,000	98,195,000	42,730,000	54,690,000	775,000
役員報酬支出		160,000	160,000	160,000							
職員給料支出		170,630,000	104,310,000	3,860,000	37,960,000	46,790,000	15,700,000	66,320,000	27,200,000	39,120,000	
職員賞与支出		23,120,000	12,230,000	400,000	4,360,000	5,640,000	1,830,000	10,890,000	4,600,000	6,290,000	
非常勤職員給与支出		61,750,000	55,800,000	4,100,000	25,600,000	14,680,000	11,420,000	5,950,000	4,550,000	630,000	770,000
退職給付支出		6,670,000	4,520,000	270,000	1,780,000	1,890,000	580,000	2,150,000	870,000	1,280,000	
法定福利費支出		37,905,000	25,020,000	960,000	10,110,000	10,100,000	3,850,000	12,885,000	5,510,000	7,370,000	5,000
事業費支出		41,740,000	41,740,000		14,560,000	17,240,000	9,940,000				
給食費支出		14,380,000	14,380,000		5,100,000	5,580,000	3,700,000				
介護用品費支出		260,000	260,000		20,000	200,000	40,000				
保健衛生費支出		1,570,000	1,570,000		400,000	610,000	560,000				
教養娯楽費支出		2,140,000	2,140,000		820,000	750,000	570,000				
水道光熱費支出		14,000,000	14,000,000		4,500,000	6,500,000	3,000,000				
消耗器具備品費支出		3,450,000	3,450,000		1,000,000	2,000,000	450,000				
賃借料支出		1,320,000	1,320,000		810,000	290,000	220,000				
車両費支出		4,520,000	4,520,000		1,900,000	1,300,000	1,320,000				
雑支出		100,000	100,000		10,000	10,000	80,000				
事務費支出		75,240,000	40,570,000	1,850,000	7,920,000	26,080,000	4,720,000	34,670,000	8,560,000	24,160,000	1,950,000
福利厚生費支出		1,360,000	1,040,000	10,000	310,000	580,000	140,000	320,000	130,000	190,000	
旅費交通費支出		100,000	60,000	10,000	20,000	20,000	10,000	40,000	20,000	20,000	
研修研究費支出		540,000	260,000	30,000	50,000	90,000	90,000	280,000	100,000	160,000	20,000
事務消耗品費支出		2,010,000	1,080,000	10,000	110,000	400,000	560,000	930,000	400,000	530,000	
印刷製本費支出		1,470,000	680,000	10,000	290,000	360,000	20,000	790,000	450,000	330,000	10,000
水道光熱費支出		370,000						370,000	200,000	160,000	10,000
修繕費支出		1,010,000	670,000	10,000	250,000	190,000	220,000	340,000	10,000	30,000	300,000
通信運搬費支出		3,660,000	1,390,000	10,000	600,000	540,000	240,000	2,270,000	1,050,000	1,190,000	30,000
会議費支出		110,000	80,000	60,000		10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
広報費支出		340,000	280,000			140,000	140,000	60,000	20,000	40,000	
業務委託費支出		39,980,000	16,190,000		200,000	15,450,000	540,000	23,790,000	4,000,000	19,050,000	740,000
手数料支出		5,610,000	2,850,000	160,000	750,000	1,340,000	600,000	2,760,000	1,360,000	1,360,000	40,000
保険料支出		3,860,000	3,520,000	260,000	1,440,000	1,040,000	780,000	340,000	120,000	120,000	100,000
賃貸料支出		1,220,000	870,000	10,000	300,000	550,000	10,000	350,000	100,000	240,000	10,000
土地・建物賃貸料支出		280,000	280,000	280,000							
租税公課支出		590,000	250,000	20,000	100,000	70,000	60,000	340,000			340,000
保守料支出		8,080,000	6,610,000	560,000	2,170,000	2,950,000	930,000	1,470,000	520,000	620,000	330,000
渉外費支出		320,000	250,000	200,000	30,000	10,000	10,000	70,000	50,000	20,000	
諸会費支出		410,000	380,000	200,000	90,000	80,000	10,000	30,000	10,000	20,000	
ボランティア経費支出		3,790,000	3,790,000		1,200,000	2,250,000	340,000				
雑支出		130,000	40,000	10,000	10,000	10,000	10,000	90,000	10,000	70,000	10,000
利用者負担軽減額		260,000	260,000		10,000	250,000					
支払利息支出		1,210,000	1,210,000	1,210,000							
その他の支出		5,010,000	4,840,000		2,060,000	2,770,000	10,000	170,000		10,000	160,000
利用者等外給食費支出		4,830,000	4,830,000		2,060,000	2,770,000					
雑支出		180,000	10,000				10,000	170,000		10,000	160,000
事業活動支出計(2)		423,695,000	290,660,000	12,810,000	104,360,000	125,440,000	48,050,000	133,035,000	51,290,000	78,860,000	2,885,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		26,452,000	10,245,000	-11,770,000	7,895,000	12,040,000	2,080,000	16,207,000	6,631,000	5,151,000	4,425,000
施設整備等による収支											
施設整備等による収入											
施設整備等収入計(4)											
施設整備等による支出											
設備資金借入金元金償還支出		5,460,000	5,460,000	5,460,000							
固定資産取得支出											
施設整備等支出計(5)		5,460,000	5,460,000	5,460,000							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-5,460,000	-5,460,000	-5,460,000							
その他の活動による収支											
その他の活動による収入											
事業区分間繰入金収入		8,000,000	8,000,000	8,000,000							
拠点区分間繰入金収入		15,000,000	15,000,000	15,000,000							
その他の活動収入計(7)		23,000,000	23,000,000	23,000,000							
その他の活動による支出											
長期運営資金借入金元金償還支出		2,040,000	2,040,000	2,040,000							
積立資産支出		3,090,000	1,950,000	90,000	600,000	960,000	300,000	1,140,000	490,000	650,000	
事業区分間繰入金支出		8,000,000						8,000,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000
拠点区分間繰入金支出		15,000,000	15,000,000		5,000,000	10,000,000					
その他の活動支出(8)		28,130,000	18,990,000	2,130,000	5,600,000	10,960,000	300,000	9,140,000	2,490,000	2,650,000	4,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-5,130,000	4,010,000	20,870,000	-5,600,000	-10,960,000	-300,000	-9,140,000	-2,490,000	-2,650,000	-4,000,000
予備費支出(10)		15,862,000	8,795,000	3,640,000	2,295,000	1,080,000	1,780,000	7,067,000	4,141,000	2,501,000	425,000
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期末支払資金残高(12)		104,216,630	68,597,092	25,820,067	16,970,772	20,356,223	5,450,030	35,619,538	14,255,327	17,218,967	4,145,244
当期末支払資金残高(13=11+12)		104,216,630	68,597,092	25,820,067	16,970,772	20,356,223	5,450,030	35,619,538	14,255,327	17,218,967	4,145,244